2017 年 9 月 14 日

内閣総理大臣　安倍晋三　殿
（内閣府公文書管理課　御中）

保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄に関する質問

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長　三木　由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。

南スーダン日報と、森友学園への国有地売却交渉記録が 1 年未満保存期間を理由に廃棄したとされました。前者はその後、行政文書として存在していたことが明らかになりましたが、それまでは保存期間が 1 年未満の行政文書であること根拠に、「廃棄済みで、不存在決定が妥当である」と防衛省は繰り返し説明してきました。実態不明の保存期間 1 年未満の行政文書という区分を防衛省が悪用し、虚偽説明を繰り返したことは明らかです。

現在、行政文書の 1 年未満保存期間文書について、行政文書管理ガイドラインに何らかの基準を設けることが、公文書管理委員会で検討されています。周知のとおり、保存期間が 1 年未満の行政文書については、行政文書ファイル管理簿に登録する仕組みから適用除外されており、どのような行政文書が 1 年未満とされているのかは、その類型のみならず件数も含めて実態不明です。加えて、保存期間が 1 年以上の行政文書については廃棄時に内閣総理大臣の個別同意が必要である一方で、1 年未満についてはそのような同意が省略され、廃棄されています。このような行政文書廃棄が可能であるのは、2011 年 4 月 1 日の内閣総理大臣決定により、保存期間 1 年未満の行政文書については、包括的に廃棄に同意をしていることが根拠だとされています。

当法人は、保存期間 1 年未満の行政文書は、基準も設定されず何が該当するかについての説明責任が一切果たされず、実態不明になっているだけでなく、行政文書不存在の根拠として使われている状況は極めて問題であると考えています。当法人としては、1 年未満の保存期間という区分は原則廃止するべきと考えますが、この問題を議論している間に、実態不明のまま保存期間 1 年未満の行政文書が次々と廃棄される続けることは看過できません。また、今後、保存期間 1 年未満となる類型ないし基準を設定するということは、1 年未満とすべきではない行政文書の類型ないし基準が反対解釈として導かれるものと考えられ、このまま 1 年未満保存の行政文書の廃棄を続けることは、本来廃棄すべきではないものを廃棄していることになります。

保存期間 1 年未満の行政文書について、内閣総理大臣が包括的に廃棄同意を与えているのであれば、それを一時的に凍結することは可能であり、2017 年 6 月 19 日付で「1

年未満保存文書の包括的廃棄同意について一時凍結し、公文書管理法の見直しを求める要望」を出しているところです。改めて以下について質問しますので、**9 月末までにご回答くださいますようお願い申し上げます。**なお、本質問状及びいただいた回答については公表することを申し添えます。

【質問】

1　保存期間 1 年未満の行政文書について、行政文書管理ガイドラインの改定が終了するまで一時的に廃棄の同意を凍結するか、廃棄はこのまま継続するかいずれかについてお答えください

2　上記回答の理由をご教示ください。

以上

◆連絡先
特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403
TEL.03-5269-1846　FAX.03-5269-0944
E-Mail　icj@clearing-house.org